

◀ 工業統計調査に御協力ください ▶

我が国の製造業の実態を把握するために、毎年12月31日現在で工業統計調査を実施しております。本調査の結果は、国や地方公共団体の行政施策の基礎資料、企業や大学の研究資料等として広く利用されています。対象となる事業所には調査員が訪問いたしますので、調査へのご協力をお願いいたします。

なお、調査票に記入していただいた内容につきましては、統計法に基づき秘密が厳守されます。

調 査 日 平成18年12月31日現在
調査対象 主として製造業を営む事業所
従業者数30人以上の事業所 甲調査
従業者数29人以下の事業所 乙調査
調査方法 調査員調査（調査員が調査表を配布し、回収いたします）

裁判員制度についてお知らせします

裁判員制度が平成21年5月までに始まります。

この制度は、国民から選ばれた6人の裁判員が、刑事裁判に参加し、裁判官と一緒に、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかを決める制度です。

裁判員の選任にあたっては、事件ごとに、まず50人から100人位の裁判員候補者を選び、その中から6人の裁判員を選びます。裁判員制度が始まると、多くの方に手続に参加していただくことになりますので、企業経営者の皆様には、従業員の方々が裁判員として参加しやすくなるよう、裁判員等に選任された場合の休暇制度の創設について御検討をお願いします。



もっと詳しく知りたい方は・・・

裁判所では、出張説明会や裁判所見学会、広報用ビデオの貸出しなどを行っていますので、ご希望の方はご連絡ください。また、最高裁判所のホームページ（www.courts.go.jp/）でも、裁判員制度について紹介しています。

問い合わせ先

山形地方裁判所事務局総務課
電話023-623-9511 内線546

Q 裁判員に選ばれる可能性は？

山形県内で、年間、約350人から700人に1人が裁判員候補者として、約5,900人に1人が裁判員として、選任される見込みです。

Q 裁判所に行く時間は？

裁判員候補者は半日から1日、裁判員は、事件によりますが、約7割の事件では3日以内となる見込みです。